

## パブリックコメント手続を実施します

### 1 計画等の名称

野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱の新規施策の追加（案）について

### 2 募集の趣旨

平成19年7月11日に公布された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「改正DV防止法」という。）によって、「配偶者からの暴力の防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とする」、「市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とする」と市町村に対しての努力義務が2項目追加されました。

市では、平成14年2月に策定した「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」（以下「DV大綱」という。）を、改正DV防止法に基づく「市町村基本計画」として明確に位置付けし、その中で新たに同法に基づいた「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことを積極的に位置付けすることを考えております。

今回、野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱の新規施策の追加（案）について、次のとおり提案しますので、皆さんのご意見を募集します。

### 3 パブリックコメント手続実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号  
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改定」

### 4 意見を募集する項目

- ・改正DV防止法第3条の第2項に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことは市町村の努力義務とされているが、市としてDV大綱に積極的に位置付けることについて
- ・DV大綱に位置付けする「配偶者暴力相談支援センター」の業務の項目について

### 5 公表資料

- ◆ [野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱の新規施策の追加（案）の概要](#)  
(PDF：13KB)
- ◆ [資料1 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の概要](#)  
(PDF：15KB)
- ◆ [資料2 市政の疑問にお答えします「ドメスティック・バイオレンス対策について」  
\(野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱へリンク\)](#)
- ◆ [資料3 共同参画21：男女共同参画の総合情報誌（内閣府編集）](#) (PDF：1.2MB)

### 6 閲覧方法

このホームページのほか、市役所5階男女共同参画課、市役所・いちいのホール1階行政資料コーナーで閲覧できます。

### 7 意見の募集期間

平成19年11月1日（木）～ 平成19年11月30日（金）※意見募集は終了しました

### 8 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤・通学している方。

### 9 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

① 郵送の場合	〒278-8550 野田市役所 保健福祉部男女共同参画課 あて ※募集期間満了日当日の消印有効
② 持参の場合	野田市役所 5階 男女共同参画課へ（土・日・祝日を除く） ※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
③ ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1074
④ 電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

## 10 書式について

意見提出用紙を用意しておりますので、ご利用ください。（PDF：72KB）

なお、本大綱の名称、ご意見等が明記されたものであれば、任意様式も可とします。

## 11 意見の取扱い

提出されたご意見を考慮して、最終案を決定します。なお、ご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、個々への回答も行いませんのであらかじめご承知おきください。

## 12 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部男女共同参画課

電話 04-7125-1111 内線 2577